

この保険は桐医会の医師賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

※保険期間は、医師賠償責任保険と同一となります。

産業医等活動賠償責任保険の特長

●現在の医師賠償責任保険では補償されない医療行為以外を補償

産業医等の活動により、従来の病院（診療所）賠償責任保険では対象外となる医療行為以外の行為（産業医、健康管理医、学校医、保育所等の嘱託医としての職務活動）において発生した事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。

●医師個人での加入のみならず、診療所に勤務する医師個人を包括的に補償することが可能

診療所の開設者だけでなく、診療所に勤務される勤務医師の方々も無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要があります。）

●団体向け専用補償

桐医会の会員医師・診療所のニーズにお応えして開発した団体向け専用補償です。

産業医等活動賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

産業医・学校医等の日本国内における嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

ただし、事故に起因する損害賠償請求が、保険期間中になされた場合に限り、保険金をお支払いいたします。

事故
想定例

産業医の派遣を委託している企業の従業員Aに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ、過去から狭心症があることから「就業不可」と回答した。後日、従業員Aが「高所作業が出来ないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Aより自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医を派遣した病院が賠償請求を受けた。等

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1) 保険金の種類

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費 等）

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用

※引受保険会社の書面による同意が必要になります。

③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または予め引受保険会社が書面により同意した費用

④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用

⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします。（この嘱託医業務特別約款における支払限度額は被保険者1名ごとに適用されます。）

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。

被保険者について

●個人契約：日本医師会のA会員以外で、筑波大学医学部同窓会（桐医会）の勤務医師賠に加入している医師個人

●診療所契約：筑波大学医学部同窓会（桐医会）に所属する、診療所の開設者（包括担保特約：医療施設開設者の使用人その他開設者の業務の補助者である医師のうち規定する名簿に記載された者（勤務医師包括担保特約 第1条参照）

対象となる活動

法令によって定められた次の職務となります。
●産業医 ●健康管理医 ●学校医 ●児童福祉法に定める保育所等の嘱託医

支払限度額・年間保険料

- パターン① 嘱託医業務特別約款＋勤務医師担保特約条項
パターン② 嘱託医業務特別約款
パターン③ 嘱託医業務特別約款＋勤務医師包括担保特約条項

支払限度額（※1）（1請求・保険期間中）				1億円／3億円		加入パターン	加入必須	基本契約	包括担保特約
年間保険料	個人	基本契約		5,000円	個人	パターン①	勤務医師賠	● (被保険者＝勤務医個人)	付帯なし
		基本契約		5,000円				● (被保険者＝診療所開設者)	付帯なし
	診療所	基本契約＋ 包括担保特約（※2）		10,000円		パターン③	開業医賠	● (被保険者＝診療所開設者)	● (被保険者＝産業医個人)

（※1）支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。
（※2）包括担保特約は、診療所の産業医等活動賠償責任保険に加入した場合のみ加入いただけます。単独での加入はできませんのでご注意ください。

中途加入保険料（円）												
	1月1日付	2月1日付	3月1日付	4月1日付	5月1日付	6月1日付	7月1日付	8月1日付	9月1日付	10月1日付	11月1日付	12月1日付
パターン①	5,000	4,580	4,170	3,750	3,330	2,920	2,500	2,080	1,670	1,250	830	420
パターン②	5,000	4,580	4,170	3,750	3,330	2,920	2,500	2,080	1,670	1,250	830	420
パターン③	10,000	9,170	8,330	7,500	6,670	5,830	5,000	4,170	3,330	2,500	1,670	830

- ①保険期間：2026年1月1日午後4時～2027年1月1日午後4時（1年間）
中途加入時は、保険料（上表参照）振込月の翌月1日午後4時～2027年1月1日午後4時までです。
- ②保険料：ご加入初年度のみ上表保険料を現金でお振込みください。
次年度より、毎年2月6日にご指定口座から自動引落としとなります。
次年度の自動引落とし用に、加入申込書・左側に記載の「口座振替登録書」に口座情報を記入・押印（登録印）ください。
- ③団体割引：現在、割引はありません。
- ④募集締切日：中途加入の場合、ご加入希望月の前月20日までに、加入申込書の郵送と同時に上記保険料をお振込みください。
- ⑤自動継続：現在ご加入の方につきましては、別途ご案内する「更新のご案内」をご確認ください。「更新のご案内」に記載の期日までにご加入者からお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては特段のご加入手続きは不要です。

この保険の対象とならない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

①医療行為 ②故意または重過失による履行不能または履行遅滞 ③産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、産業医等の嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または産業医等の嘱託医としての業務に関する対価の返還 ④サイバー攻撃 等

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。



0570-022808 〈通話料有料〉

ナビダイヤル